七一・〇五		ＣＴＨ
七一・〇六	加工してない産品	ＣＴＨ（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
	一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・〇七	貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産
七一・〇八	その他の産品	ＣＴＨ
	加工してない産品	ＣＴＨ（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
七一・〇九	貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産
	一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・一〇	加工してない産品	ＣＴＨ（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
	その他の産品	ＣＴＨ
七一・一一	貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産
	一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・一二	その他の産品	ＣＴＨ

七一・一三―七一・一七		ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一七項までの各項の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七一・一八		ＣＴＨ

第一五部　卑金属及びその製品

第七二類　鉄鋼

七二・〇一―七二・〇六		ＣＴＨ
七二・〇七		ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）
七二・〇八―七二・一七		ＣＴＨ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一八		ＣＴＨ
七二八・九一―七二八・九九		ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）
七二・一九―七二・二三		ＣＴＨ（第七二・一九項から第七二・二三項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二二四・一〇		ＣＴＨ
七二二四・九〇		ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）
七二・二五―七二・二九		ＣＴＨ（第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。）

第七三類　鉄鋼製品

七三〇一・一〇		ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。）
七三〇一・二〇		ＣＴＨ
七三・〇二		ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。）
七三・〇三		ＣＴＨ
七三・〇四―七三・〇六		ＣＣ（第七二・二三項から第七二・一七項まで、第七二・二一項から第七二・二三項まで及び第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。）
七三・〇七		ＣＴＨ（第七二・〇七項の鍛造したブランクからの変更を除く。）。ただし、同項の非原産である鍛造したブランクは、その価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
	ステンレス鋼製の管用継手	
七三・〇八	その他の産品	ＣＴＨ（第七三〇一・二〇号の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）